

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

地域包括支援センター設置規則

(平成18年規程第5号)

(目的)

第1条 この規則は、春日井市地域包括支援センター運営実施要綱（以下「市地域包括実施要綱」という。）に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を次のとおり設置する。

- (1) 名 称 春日井市社会福祉協議会地域包括支援センター
所在地 春日井市浅山町一丁目2番61号
- (2) 名 称 春日井市社会福祉協議会地域包括支援センター中切
所在地 春日井市中切町3丁目3番地9

(開所時間等)

第3条 各支援センターの開所時間及び休所日については、別に定める。

(対象者)

第4条 春日井市の指定する地域（以下「担当地域」という。）に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者及びその家族等とする。

2 前項の担当地域は、別表のとおりとする。

(事業)

第5条 支援センターは、市地域包括実施要綱第3条に規定する事業を行うものとする。

(職員)

第6条 各支援センターには、次に掲げる職種の職員を専任及び常勤で配置するものとする。

- (1) 社会福祉士 1人

(2) 保健師又は地域ケア・地域保健の経験のある看護師 1人

(3) 主任介護支援専門員 1人

2 前項の他に複数の専門職が必要な場合は、兼務・非常勤を問わず配置できるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援センターに関し必要な事項は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則 (平成18年規程第5号)

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第20号)

(施行期日)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第3号)

この規則は、平成28年5月30日から施行する。

別表（第4条関係）

支援センターの名称	担当地域
春日井市社会福祉協議会 地域包括支援センター	浅山町、穴橋町、梅ヶ坪町、小木田町、乙輪町、菅大臣町、貴船町、篠木町、十三塚町、関田町、大泉寺町、中央通、林島町、東野新町、不二ガ丘、割塚町
春日井市社会福祉協議会 地域包括支援センター中切	愛知町、小野町、篠田町、中切町、細木町、町田町、松河戸町、松新町、森山田町、柏井町、長塚町、勝川町、勝川町西、追進町、御幸町、南花長町、二子町、中新町

